

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、経営管理体制を整備し迅速な意思決定や適切な業務執行と共に、経営の健全化と透明性を高める経営監視システムを強化し、機能させることが極めて重要であると認識しております。

当社は、「世界中の人々の喜びのためにクリエイティブな美しさを宿したジュエリーを創造し提供し続ける」という基本理念に基づき、従業員一人ひとりが日々の活動を行っており、お客様や株主をはじめとしたステークホルダーの信頼維持のため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。同時に、経営管理体制の整備にあたっては事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適切な情報公開を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
㈱S.Hホールディングス	4,231,000	48.47
土橋 秀位	382,000	4.38
内藤 彰彦	223,000	2.55
株式会社SBI証券	180,300	2.07
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	179,500	2.06
日本証券金融株式会社	155,300	1.78
土橋 祥子	93,000	1.07
奥野 辰也	89,000	1.02
楽天証券株式会社	74,700	0.86
TSUBASA DOBASHI	64,000	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無

㈱S.Hホールディングス

親会社の有無

なし

補足説明 更新

・㈱S.Hホールディングスは、当社代表取締役社長である土橋秀位の資産管理会社であります。

・大株主の状況は2017年7月31日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式399,000株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	7月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う際は、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとしています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上輝男	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上輝男	○	_____	井上輝夫氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に対する有用な提言・助言を求めることができると判断したため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は監査役による監査及び会計監査人との調整を行い、監査業務の効率性と質の向上を図っております。
 監査役は、内部監査室及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果にかかる聴取を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村田 真一	弁護士													
大野 崇	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「☐」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 真一	○	_____	村田真一氏は、弁護士として法律に精通しており、その専門知識と経験等を当社の監査体制の強化に活かして頂けるものと判断したため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
大野 崇	○	_____	大野崇氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、その専門知識と経験等を当社の監査体制の強化に活かして頂けるものと判断したため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、その他
-----------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社への業績向上への意欲や指揮を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、経営管理部で行い、社外監査役へのサポートは内部監査室及び経営管理部で行っております。取締役会の資料は、原則として経営管理部より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。社外監査役に対しては、常勤監査役より、監査役監査、会計監査、内部監査の監査に関する情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

企業統治の体制
当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役会から独立した監査役及び監査役会に、取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。
当社定款において、取締役の員数は7名以内、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までと定めており、本書提出日現在、取締役会は取締役5名(うち社外1名)で構成されております。また、監査役の任期は法令及び当社定款により選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めており、監査役4名(うち、社外2名)で監査役会を構成しております。取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の最高意思決定機関として法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。
また、取締役全員と主要部門長が出席する全体会議(月1回開催)及び取締役と営業部門が出席する営業会議(週1回開催)を開催し、経営状況と業務運営について審議を行い、経営判断の迅速化と適正化の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会は、業界や事業に精通した取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されており、経営に関する意思決定や事業運営上の重要事項について検討等を行っております。
監査役会は、豊富な経験と法律及び会計等専門的な幅広い見識を有している監査役4名(うち2名は常勤監査役)で構成されており、取締役会等の重要会議の出席等を通じて取締役の業務執行を監査しております。また、会計監査人及び内部監査室と相互に連携しており、十分な監査機能

を確保しております。

よって、現体制において、経営の透明性や公平性を高め、適切なコーポレート・ガバナンスが有効に発揮できるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組む所存です。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日開催を避け、多くの株主様が出席できるように配慮していく所存です。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主の構成割合により今後の検討事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会の実施を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会の定期的な開催をしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討事項と考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料、年次報告書、財務ハイライトなどIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部門を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダー(利害関係者)の信頼を得ることが事業拡大の最大の要因であると考え、事業活動を展開しております。絶えず変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対して、正確な会社情報を適時適切に開示することが上場会社として極めて重要な責務と考えております。常に株主や投資家の視点で、迅速で正確かつ公正な会社情報の開示を継続的に行っていくことが重要であると考えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針に従って以下のように体制を整備しております。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行に関する法令等の適合性について、内部監査担当者による内部監査、監査役監査等の実施による確認及びその報告並びに是正措置を実施しております。

また、コンプライアンス体制の整備・向上を図るために、グループの全役職員を対象とした「コンプライアンス規程」を整備し、コンプライアンス遵守の責任主体を明確にするため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、原則として四半期に1回開催しております。

本委員会は、当社の代表取締役を議長とし、専務取締役、取締役により構成されており、法令改正及びリスク情報に対応する議論を行っております。リスク情報の収集と分析やリスク管理全般の調整、及び事業リスク関連事項の取締役会への報告等を行っております。また、当社では役職員等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる通報・相談窓口を弁護士事務所とし、不正行為等の早期発見と是正を図ることにより、コンプライアンス体制の強化に向けた体制を構築しております。

ロ 取締役の業務執行にかかる情報の保存・管理体制

取締役の職務執行にかかる情報の保存は、「文書管理規程」の他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。

保管・管理されている情報は、取締役、監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。また、情報管理体制については、体制の執行状況を担保するための監査役監査の対象となっております。

ハ リスク管理体制

当社は、経済的損失、事業の中断・停止、信用・ブランドイメージの失墜をもたらす、当社の経営理念、経営目標、経営戦略の達成を阻害するさまざまなリスクについての確かな管理・実践を可能にするため「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を制定し、起こりうるリスクの事前回避及びリスクが現実化した場合の当社被害の最小化を図ることを目的としたリスク管理を行っております。

当社グループにおけるリスク管理体制は、リスクを事前に回避(以下「リスクマネジメント」という。)するための平時における機能を取締役に置き、リスクマネジメント体制として管理本部を中心に平時のリスク管理を行っております。また、緊急時においては、代表取締役社長を対策本部長とする「対策本部」を設置し、緊急事態が発生した場合の被害を最小化するため、「危機管理規程」を定め、その所管部署を経営管理部としています。また上述のリスク管理体制に加え、従業員に対してのリスクマネジメント研修を実施することで、リスクへの対応方法等を周知徹底しております。

ニ 監査役の職務を補助する組織とその独立性について

当社は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、必要に応じて補助使用人を任命しており、当該補助使用人の独立性を確保するため、補助使用人の権限、補助使用人の属する組織、監査役の補助使用人に対する指揮命令権、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権を明確にしております。

ホ 監査役への報告体制と監査の実効性の向上について

当社は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制確保のため、監査役は、次に掲げる体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役又は取締役会に対して要請することを「監査役会規程」において定めております。

・監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

・補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

また、監査の実効性を向上させるために、監査役会は、代表取締役と適宜会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めております。また、内部監査室、会計監査人とそれぞれ適宜意見交換等を行っており、監査の実効性の向上を図っております。

ヘ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に従い、当社グループ全体の管理及び指導育成を行うものとし、定期的に当社内部監査担当者による監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは反社会的勢力との関係を遮断しており、当社の把握する限り現時点において反社会的勢力との関係を持っている事実はありません。

当社は「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、反社会的勢力とは業務上の取引関係を含めて一切の関係を遮断し、いかなる場合においても反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示すことを定めております。

また、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、社内に周知、実行するものとしております。

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、社内規程等の明文の根拠を設け、経営陣以下組織全体として対応するとともに、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、必要に応じて連携を図り対応を行っていく方針です。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力対応部門の設置

当社は、反社会的勢力の排除に関する業務の対応部門を経営管理部とし、責任者は経営管理部部長が務めております。

経営管理部では、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備・研修活動の実施・対応マニュアルの整備・外部専門機関との連携等を行っております。

反社会的勢力からの不当要求等への対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合には「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、「反社勢力に関する情報の報告・対応記録シート」により当該情報を速やかに経営管理部へ報告・相談し、不当要求への対応を行うこととしております。

反社会的勢力に関する情報収集及び管理体制の確立

反社会的勢力の該当有無確認のための調査担当部門は経営管理部が行っております。

なお、経営管理部では反社会的勢力に関する情報についてデータベース化し、一元的に管理・蓄積しております。

外部専門機関との連携体制の確立

反社会的勢力からの不当な要求等に備え、平素から、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関の担当者と意思疎通を図ることにより緊密な連携関係の構築に努め、必要に応じて連携を図り、対応を行っております。

規程及びマニュアルの策定

「反社会的勢力排除規程」等の関係規程を整備するとともに、有事の際の対応マニュアルを作成しております。

暴力団排除条項の導入

契約書等に、反社会的勢力との取引の排除及び契約解除を容易にさせる趣旨の、反社会的勢力の排除条項を盛り込んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在、買収防衛策の導入予定はありませんが、今後検討すべき事項と考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

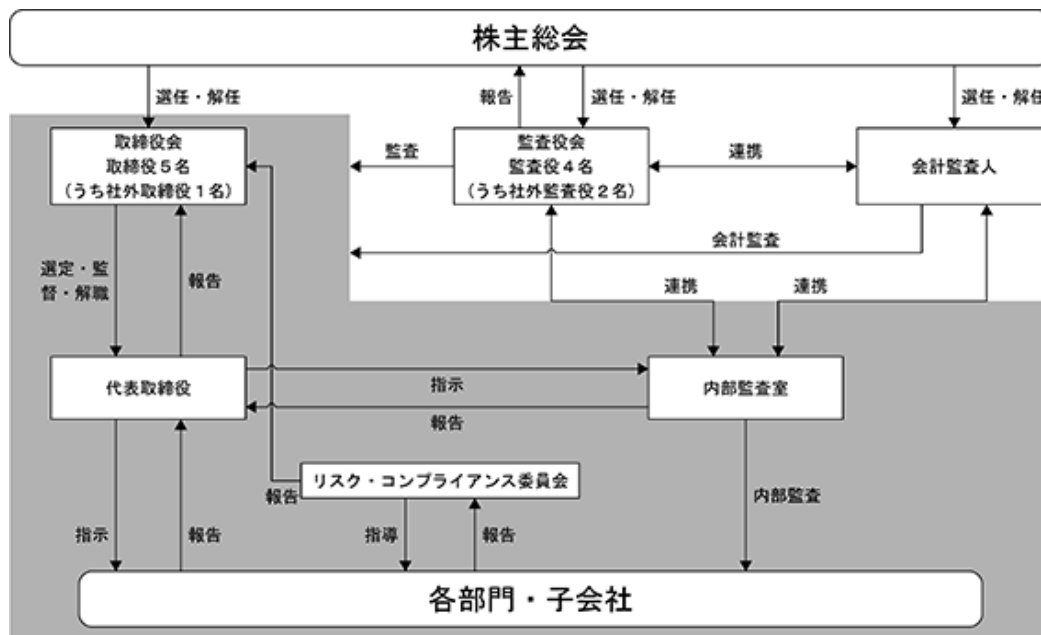
適時開示資料等の管理状況

a 上場後における会社情報に関する適時開示資料や適時開示資料と同様の内容のプレスリリース等について、公表予定時刻より前に外部者が閲覧することができないようにするための対応策(システム上のセキュリティ対策)

適時開示資料等については、今後整備する情報開示規程の定めにより極秘情報として扱い、外部からアクセスできない本社ファイルサーバーにおいて、所定の関係者のみがアクセス可能な状態で情報を作成・保管いたします。なお、当社では、適時開示予定時刻以前に外部からのアクセスが可能な公開ディレクトリ等に適時開示資料等を保管いたしません。具体的には、宝印刷株式会社が運営する適時情報掲載支援システムXJ-Storageを導入いたしますので、適時開示情報はTDNetで開示された後、同システムにより人手を介することなく自動的に当社ホームページに掲載されます。

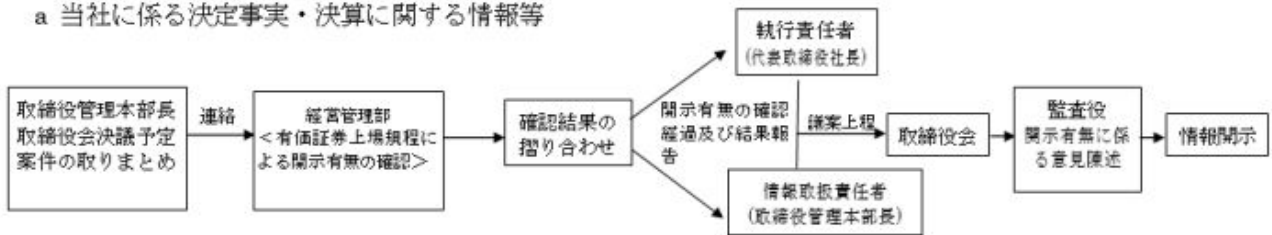
b 上記の対応(当該対応を記載した文書を含む)について、社内での周知方法

現在上記の内容についての、マニュアルはございませんが、今後整備する方針です。また、情報取扱責任者は、担当者及び関連部署従業員に対し、公表資料の取り扱いについて万全を期すように周知徹底を行っております。



【適時開示体制の概要（模式図）】

a 当社に係る決定事実・決算に関する情報等



b 子会社の決定事実に関する情報



c 当社グループに係る発生事実に関する情報

